

## 【声明】安倍政権による「高等教育の無償化」は、国際人権規約や日本国憲法の精神を踏みにじるものであり、断固として反対する

2018年1月25日

東京私大教連中央執行委員会

- 1 2017年12月8日、安倍内閣は「新しい経済政策パッケージ」(以下「政策パッケージ」)を閣議決定した。この中に「高等教育の無償化」として示されている内容は、安倍政権が推進する経済政策に適合する、ごく一部の特定の大学に在学していることを学費減免や給付奨学金を受ける要件としている。この結果、安倍政権が推進する経済政策に適合しない大多数の大学に在学する学生は、学費減免や給付奨学金を受けることができないことになる。これは、教育を受ける権利を謳った国際人権規約や日本国憲法に反する、不当な人権侵害である。
- 2 「政策パッケージ」が提言する「高等教育無償化」は、「大学等に交付する授業料減免措置の拡充」と「学生個人への給付型奨学金支給額の増」が二本柱であるが、問題は「支援の対象となる大学等の要件」を定めていることである。すなわち、「急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追及と実践的教育のバランスが取れている大学等とする」とし、具体的には、①実務経験のある教員(フルタイム勤務ではない者も含む)が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当する者として配置されていること、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していること、の4点をあげている。「無償化」の対象を、こうした要件に見合う大学に在籍する学生に限定していることは、教育の機会均等に反しているが、要件そのものを見ても、とりわけ①と②が問題である。
- 3 ①の実務家教員の配置の要件化は、特定の性格・特定の学問分野に限定した「無償化」を意味し、政権が求めるタイプの大学のみを「選別」して振興させることを狙ったものと言わざるを得ない。より具体的には、第3章の「生産性革命」に直結する科学技術分野や成長が見込める産業分野の「人材」育成を企業と連携して行う大学、また、2017年5月の学校教育法改正によって2019年度より新たに創設される専門職大学や現在大学設置基準を変更して可能にされようとしている専門職学科の創設等に各大学を誘導し、学生を囲い込もうとするものである。

専門職大学、専門職学科のみならず、実務家教員を修得必要単位の1割以上配置するような学部・学科の学問分野は非常に限定されている。人文科学全般はもとより、社会科学

や自然科学においても、基礎的な研究分野に進学、在籍する学生は、安倍政権の「無償化」からは排除されることになる。まさしく、2015年5月のOECD閣僚理事会で安倍首相が語った「学術研究を深めるのではなく、もっと実践的な職業教育を受ける」学生だけのための「無償化」であり、「無償化」に名を借りた露骨な政策誘導である。

また、②の産業界等の外部人材の理事任命を要件化することは、私立大学の役員人事のあり方への政府の介入にほかならない。現在でも、多くの私立大学で財界出身の理事長、理事、監事等に任命され、大学の自治や学問の自由に無理解な一部の財界出身役員が、教授会や学長等の意向を無視した強権的・専断的な大学運営を行って大学教育の現場に混乱をもたらしている例が少なくない。外部人材の理事任命を授業料減免措置や給付型奨学金の支給の要件とすることは、財界出身者や文科省・防衛省等の官僚等の私立大学への「天下り」を促進し、政財界による私立大学支配を拡大させようとする意図が明白である。

①、②という要件は、大学の自治と学問の自由を害し、大学教育と学術研究と後退させるものであり、高等教育の機会均等を実現させるための基本的人権としての「無償化」とは無縁である。政府・財界が要求する「人材」育成と「大学改革」に従順な大学のみを「選別」して財源を集中させ、こうした大学に、経済的な理由で、進学、在籍せざるをえないように学生を追い込んでいくための政策である。

- 4 そもそも高等教育の無償化とは、経済的理由により教育の機会を奪われることは教育を受ける権利の侵害であり、国、自治体は、教育の機会均等をはかるため奨学事業に取り組む義務があるという考えに基づいている。つまり、基本的人権としての教育権と政府の保障義務に基づいて高等教育の無償化が図られなければならない。

わが国は、2012年に国際人権規約・社会人権規約の高等教育の無償化条項「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」との留保を撤回しており、この実現は国際的公約である。また、日本国憲法第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」ことを謳い、これにもとづき教育基本法第4条は教育の機会均等について定めている。政府は、これらの憲法、法律、条約・国際法規を遵守する義務を国民に対して負っているのである。

安倍政権が進めようとしている「高等教育の無償化」とは、上記特定のタイプの大学を振興させるための「学生囲い込み」であり、基本的人権としての「高等教育の無償化」とはまったく無縁である。本来の「高等教育の無償化」を求める国民の声を踏みにじり、人権の歴史を後退させる安倍政権の策動に対し、私たちは断固として反対していくことを表明する。

以上